

岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年10月19日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎安弘

岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程（平成6年岩手県教育委員会訓令第15号）の一部を次のように改正する。

改正前								改正後							
別表（第2条関係） 許認可等標準処理日数一覧表								別表（第2条関係） 許認可等標準処理日数一覧表							
区分	事務の名称	法令	標準 処理 日数	経由		主管 課等	処理 日数	区分	事務の名称	法令	標準 処理 日数	経由		主管 課等	処理 日数
				経由 機関	経由 日数							経由 機関	経由 日数		
[略]								[略]							
信託	1 [略]	信託法（大正11年法律第62号）第68条	[略]					信託	1 [略]	公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項	[略]				
	2 公益信託の条項の変更の承認	信託法第70条	[略]						2 公益信託の変更の許可	公益信託ニ関スル法律第6条	[略]				
	3 公益信託の任務を辞任することについての受託者への許可	信託法第71条	[略]					3 公益信託の併合の許可	公益信託ニ関スル法律第6条	30			教育企画室	30	
	4 公益信託の信託財産を受託者の固有財産となす許可	信託法第72条	[略]					4 公益信託の分割の許可	公益信託ニ関スル法律第6条	30			教育企画室	30	
								5 公益信託の受託者の辞任の許可	公益信託ニ関スル法律第7条						
								6 保存行為等の範囲を超える行為の許可	信託法（平成18年法律第108号）第66条第4項（同法第74条第6項において準用する場合を含む。）及び公益信						

						託ニ関スル 法律第8条						
						7 信託財 産管理者 又は信託 財産法人 管理人の 辞任の許 可	信託法第70 条（同法第 74条第6項 において準 用する場合 を含む。） において読 み替えて準 用する第57 条第2項及 び公益信託 ニ関スル法 律第8条	30			教育 企画 室	30
						8 信託管 理人の辞 任の許可	信託法第 128条第2 項において 準用する第 57条第2項 及び公益信 託ニ関スル 法律第8条	30			教育 企画 室	30
						5 [略]	[略]					
備考 [略]												
						9 [略]	[略]					
備考 [略]												
備考 改正部分は、下線の部分である。												

附 則

この訓令は、平成19年10月19日から施行する。